



あいくみ

REPORT 2014.4.13



参議院議員 相原久美子

□国会事務所□□□□□□□□

〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館611号室

Tel. 03-6550-0611

Fax. 03-6551-0611



**わたしたちの未来を
私たち自身で
守るため、
ともに闘いましょう!!**

参議院議員

あいはらくみこ

1月に始まった通常国会も早折り返しの時期にきています。3月までの2014年度予算案審議が終わり、現在は、各委員会での法案審議、参議院ではわたしも所属する決算委員会での2012年度決算などを主軸に、国会は日々動いています。

先日は、「国家公務員法の一部を改正する法律案」について、代表質問をしました。「国家公務員制度改革基本法」施行から5年、政府案に対し、民主党としては関連4法案を提出してきましたが、衆議院において自民党・公明党との修正合意に至り、参議院に送付されてきたものです。公務員制度改革の理念、若手公務員にとって魅力ある職場づくり、男女共同参画、国家公務員における非常勤職員の処遇改善、内閣人事局と人事院のあり方等について質し、最後に労働基本権の問題が未解決であることを指摘しました。計15分間、久しぶりの本会議での質問でした。

改めて言うまでもなく、国家公務員法の目的は、国政の運営について、適材を公務に導入し、その能力を十分に発揮させ、安んじて職務に専念できるよう、待遇等の条件を整備することにあります。そして今回の改革は、地方自治の現場にも波及していくものです。自治労としての長年の課題である、公務員の年金との接続問題、「労働基本権」の回復などが、積み残し課題となった点についても指摘をさせて頂きました。今後についても、自治労と協力して消防職員の「団結権」と併せて取り組みます。

一方でこの間、衆参の予算審議やNHK予算案審議の場を通し、安倍総理の傲慢な態度が如実に表れ出たことを指摘しなければなりません。自分の意に反する質問には投げやりで誠意も見られない。果ては、「自分が責任者であるから、憲法の解釈も私に出来る権限がある」旨の発言、等々。人を人とも思わない無礼な態度は、人権を尊重するという姿勢が無いという事につきます。このような人達が、この国の舵取りをする事に日々怒りと、恐怖がわきます。企業が一番活動しやすい国にすると行って、労働者を使い捨てにする政策を進め、「戦争の出来る国」をつくるため、勝手な憲法解釈を進める。私達の未来がわかります。絶対に許してはならない!

みなさんとともに、引き続き闘ってまいります。ともにがんばりましょう!